

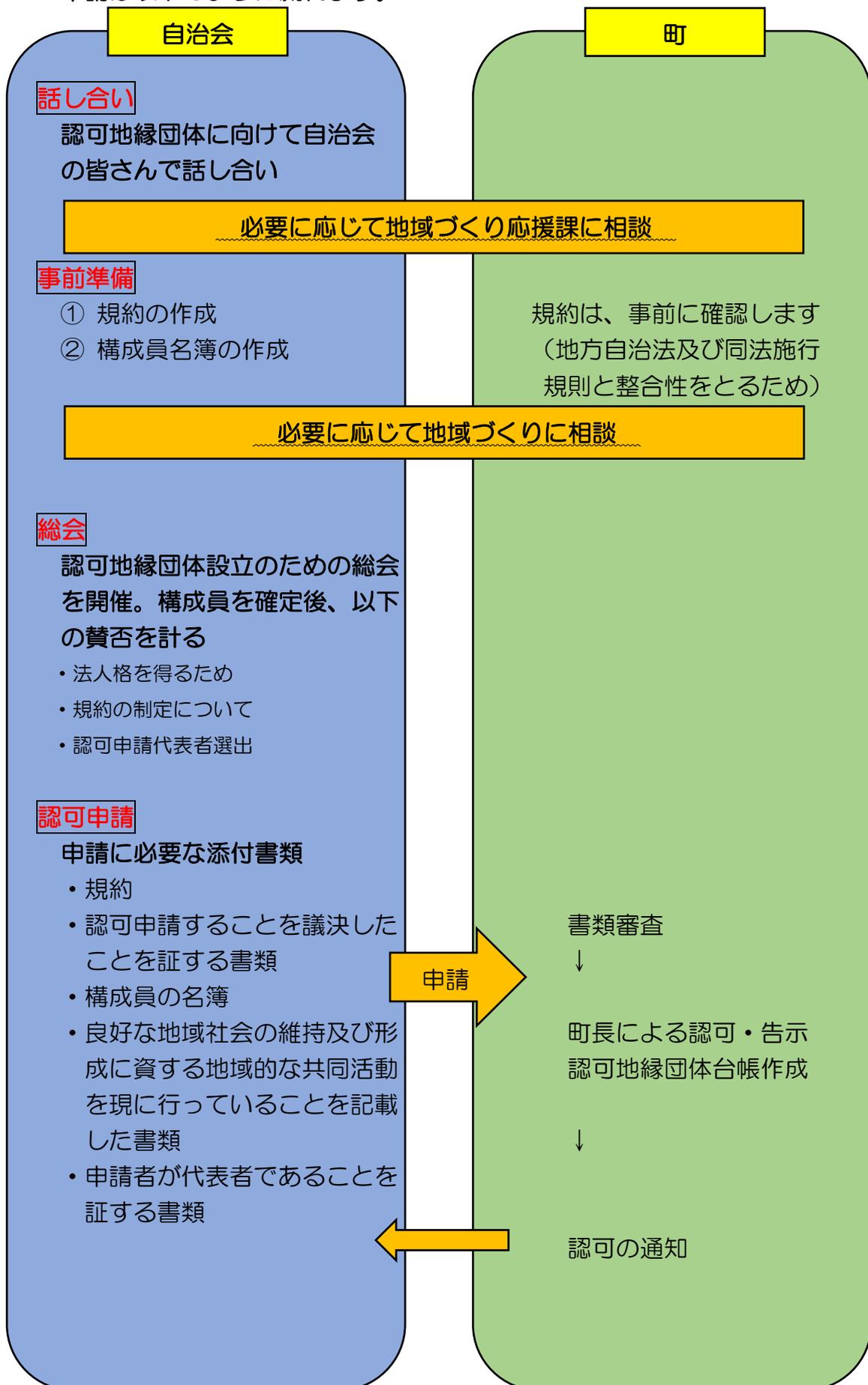
# 認可地縁団体の認可申請に係る概要資料

令和6年4月現在

東員町役場 地域づくり応援課

## 認可地縁団体の認可申請から認可までの流れ

申請は以下のように流れます。



## 認可申請に必要な書類は以下のとおりです。

認可申請を行うことについて、自治会の中でよく話し合ってください。

認可を受けるためには、全会員を対象とした総会で議決することが必要です。  
必ず、事前に地域づくり応援課に相談してください。

### (1) 認可申請書

また、申請書を提出する年月日を申請日として記載してください。

### (2) 規約

規約には、①目的、②名称、③区域、④主たる事務所の所在地、⑤構成員の資格に関する事項、⑥代表者に関する事項、⑦会議に関する事項、⑧資産に関する事項が定められていることが必要です。また、⑨規約の変更に関する事項、⑩解散に関する事項、⑪残余財産の処分に関する事項についても定められていることが望ましいです。

※規約を作成し、総会に諮る前に事前に地域づくり応援課に相談してください。

(地方自治法及び同法施行規則と整合性をとるため。)

### (3) 認可を申請することについて、総会で議決したことを証する書類

認可を申請する旨を決定した総会議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名及び押印があるものでよいとされています。

### (4) 構成員の名簿

構成員全員の住所・氏名を記載したもので、その自治会内の住民のうち、過半数の方の名簿が必要です。

### (5) 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

前年度の事業活動報告書（総会資料内に明記されている場合は総会資料を添付してください。）

### (6) 申請者が代表者であることを証する書類

①申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写しで議長及び議事録署名人の署名・押印があるものと、②申請者が代表者となることを受諾した旨の承諾書の写しで申請者本人の署名のあるものが必要です。（承諾書の写しは自署の場合押印不要です。）